

## 直島町ホームページ広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、インターネット上で直島町が開設しているホームページ(以下「町ホームページ」という。)に掲載する広告(以下「広告」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の基本原則)

第2条 町ホームページに掲載できる広告は、町ホームページとしての品位等を保持するもの、広告主の事業の適正化および消費者の保護を図り、かつ、町民等への生活情報の提供に資するものとし、町民に不利益を与えることのないものとする。

### (広告の規格等)

第3条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル 横150ピクセル
- (2) 形式 GIF又はJPEG
- (3) 容量 6キロバイト以下

2 広告の枠数及び広告枠の位置並びに掲載順は、町長が別に定める。

### (広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、月を単位として、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、町長が定める。

### (広告の掲載料)

第5条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり月額10千円とする。ただし、直島町民及び直島町内に事業所等を有するものについては、半額免除とする。

2 1回の申込みで3カ月以上の掲載を一度に申し込んだ場合の掲載料は、次のとおりとする。

掲載期間	掲載料
3～5カ月	前項に定める額×0.9
6～11カ月	前項に定める額×0.8
12カ月	前項に定める額×0.7

### (掲載しない広告)

第6条 広告の画像及びそのリンク先のページの内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、町ホームページに掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉き損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 他人をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
- (7) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 内容が虚偽、誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町ホームページに掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

### (広告の募集)

第7条 広告の募集は、町ホームページの広報媒体を利用して行う。

2 広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項に規定する方法により募集する。

### (広告の掲載申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者は、広告の掲載を開始しようとする月の前月の15日までに、直島町ホームページ広告掲載申込書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、必要と認めるときは、前項の規定により申込みをした者(以下「申込者」という。)に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

### (広告の掲載に係る優先順位)

第9条 申込者数が第3条第2項に基づき定める枠数を超える場合は、次に掲げる順位で掲載する広告を決定する。この場合において、同一の掲載順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することとする。

(1) 第1順位 公益的団体(国又は地方公共団体が出資し、又は出せんする法人及び団体若しくは公団、公社、公益法人及びこれらに類するもの)

(2) 第2順位 町内に事業所等を有するもの

(3) 前各号に掲げるもの以外のもの

2 前項の規定によっても掲載する広告を決定できないときは、申込み順とする。

(掲載する広告の決定)

第10条 町長は、第8条の直島町ホームページ広告掲載申込書を受理したときは、前条の規定により掲載の可否を決定し、直島町ホームページ広告掲載通知書(別記様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 前条の規定により広告の掲載を決定した旨の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに広告掲載料を一括前納しなければならない。

(広告の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告原稿(画像データ)を自己の負担により作成し、町長が指定する期日までに町長に提出しなければならない。

(広告掲載の取消し等)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主へ催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは広告の掲載を一時中止することができる。

(1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 指定された期日までに広告主が広告原稿(画像データ)を提出しなかったとき。

(3) リンク先のページの内容が第6条の規定に該当したとき。

(4) その他町ホームページへの広告掲載が不相当であると判断したとき。

2 町長は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは掲載を一時中止した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。この場合において、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告内容等の変更)

第14条 広告主は、月を単位として広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする月の前月の20日までに、町長に対し、直島町ホームページ掲載広告変更申込書(別記様式第3号)を提出し、その承認を得るものとする。

(広告掲載中止の申出等)

第15条 広告主は、町ホームページへの広告の掲載を中止する場合は、掲載を中止しようとする日の20日前までに、町長に対し、直島町ホームページ掲載広告掲載中止申出書(別記様式第4号)を提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申出があった場合、掲載した広告を削除するものとする。

3 町長は、前項の規定による削除を行った場合であって、中止した日の属する月の翌月から起算した掲載決定期間の残り月数が2カ月以上あるときは、当該残りの月数から1カ月(広告掲載の事務手続に要する期間)を減じた月数に相当する広告掲載料を返還するものとする。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第16条 町長は、広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 町長は、広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、連続して24時間以上にわたり広告を掲載することができなかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じ、広告掲載料を返還する。

3 前項の場合において広告を掲載できなかつた期間が1カ月に満たない場合の当該月分の広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 第1項及び第2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載に関し、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

4 広告主は、第10条の規定により決定を受けた町ホームページへの広告の掲載の権利を他に譲渡してはならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。